

告 示

埼玉県告示第千百五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十九条の規定により、次の特定非営利活動法人を特例認定したので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項の規定により公示する。

平成三十年十月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

特定非営利活動法人三郷早稲田ライフサポートネット

二 代表者の氏名

古賀 史朗

三 主たる事務所の所在地

埼玉県三郷市早稲田七丁目一番地七

四 当該特例認定の有効期間

平成三十年十月三十日から平成三十三年十月二十九日まで